

# 阿蘇市やまびこネットワーク 地域づくりモデル事業助成金交付要項

## (目的)

第1条 高齢者、障がい者、子どもなど地域に住むすべての人が安心安全に生活でき、これまで築き上げてきた地域住民同士のつながりを途切れさせないため、新たな工夫を凝らした先駆的な取り組み（新規事業）を見出していくことを目的とする。

## (実施期間)

第2条 モデル事業の実施期間は、令和8年4月～令和9年3月とする。

(1) 最長2年間の助成事業とする。ただし、初年度に助成金の交付を受けた事業でも、2年目の助成金交付を確約するものではない。

## (対象地区)

第3条 阿蘇市やまびこネットワーク地区連絡会を設置し、やまびこネットワーク活動助成金の交付を受けて活動している行政区とする。

## (対象となる活動)

第4条 この助成の対象となる活動については以下のとおりとし、本事業活動について他地区や関係機関への情報提供及び社協広報（社協だより、ホームページ、SNS等）で紹介することに同意したものとする。

- ① 子育て世代、外国人、家族介護者、男性向け等の交流・居場所づくり
- ② 地域活動のICT化（お知らせ端末を活用した見守り活動）
- ③ 担い手不足解消への取り組み（町内会ニーズのボランティアマッチング）
- ④ その他、地域課題解決に向けた取り組み

## (助成金額及び使途)

第5条 助成金の金額および使途については、以下のとおりとする。

- (1) 助成額は1地区につき上限50,000円（助成総額30万円）
- (2) 2年目の継続地区は、1地区につき上限25,000円
- (3) 助成金の使途については、以下のものを対象とする。  
諸謝金、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃借料、手数料、保険料等

### (4) 助成の対象としない経費

- ・個人的に消費する飲食代、交通費、宿泊費等の経費並びに関係機関の経常的経費及び人件費
- ・その他、この助成の主旨にそぐわないと認める経費

## (申請)

第6条 助成を受けようとする地区は、令和8年2月27日（金）までに助成金交付申請書（様式1）を提出する。

- (1) 1地区につき、1年度において1事業の申請に限ることとする。
- (2) 複数地区合同での申請も可能とする。
- (3) 申請者は、区長以外も可能とする。ただし、区長をはじめとして「区」の賛同を得ること。
- (4) 2年目も引き続き助成金の交付を希望するときは、初年度の実績報告および次年度の申請書に明確な理由を記載すること。

(助成金の決定及び通知)

第7条 前条に規定する申請書を受理した時は、次条の選考基準に基づき選考し、決定通知書（様式2）により、3月下旬を目処に決定の可否について通知する。

(選考基準)

第8条 選考基準は以下のとおりとする。

- ① 計画性（事業計画の内容が具体的で現実可能か、収支予算の妥当性）
- ② 効果性（事業効果がイメージできるか、地域の特性や課題を踏まえているか）
- ③ 先駆性・模範性（事業内容が先進的で、模範的か）
- ④ 将来性（次年度以降も継続して活動している様子がイメージできるか）
- ⑤ 地域の協力度（地域からの理解と協力が得られているか、見込めるか）

(交付請求)

第9条 助成決定通知を受けた地区は、助成金交付請求書（様式3）を提出する。

(実績報告)

第10条 実績報告については、令和9年4月末日までに活動報告書（様式4）により提出する。

附則

- 1 この要項は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 要項の一部改正 令和7年11月1日から施行する。